

財団法人茨城県労働者信用基金協会

[法人の概要]

平成18年7月1日現在

代表者名	理事長 武藤 賢治 (非常勤)	所管部(局)課	商工労働部 労働政策課	
所在地	水戸市梅香 2-1-39	電話番号	029-225-2871	
ホームページURL	http://www.ibarousinkyo.or.jp/	E-mailアドレス	info@ibarousinkyo.or.jp	
資本金(基本財産)	1,012,000 千円	設立年月日	昭和47年9月25日	
主な出資者	出資順位	出資者名	出資額	出資比率
	1	基金準備金	538,017 千円	53.2 %
	2	労働金庫	182,600 千円	18.0 %
	3	茨城県	152,500 千円	15.1 %
	4	市	123,550 千円	12.2 %
	5	町村	11,530 千円	1.1 %
	その他	労働団体	3,803 千円	0.4 %
設立目的	茨城県下の労働者の相互扶助精神を基調として、組織労働者と比較して信用力等に不利な状況にある未組織労働者が、労働金庫等を利用する場合、当協会がその信用力を補完することにより、労働者の経済的地位の向上と生活の安定を図ることを目的として県・市町村・労働福祉事業団体等の出捐金をもとに設立された。			

[事業の概要]

事業名	平成18年度事業費	内容
事業1 信用保証事業 (新規保証)	10,050,000 千円	労働者が労働金庫等から融資を受ける場合、当協会が金庫に対して債務の保証を負担することにより、組織・未組織を問わず信用力が高まり、多くの県民労働者が融資を受けることができる。
事業2	千円	
事業3	千円	

[組織]

7月1日現在の人数	平成16年			平成17年			平成18年			
	県派遣	県OB		県派遣	県OB		県派遣	県OB		
役員	常勤理事	1	0	0	1	0	0	1	0	0
	非常勤理事	7	0	0	7	0	0	7	0	0
	常勤監事	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	非常勤監事	2	0	0	2	0	0	2	0	0
	計	10	0	0	10	0	0	10	0	0
職員	管理職	2	0	0	2	0	0	1	0	0
	一般職	1	0	0	1	0	0	2	0	0
	臨時職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	嘱託職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	3	0	0	3	0	0	3	0	0
当期常勤職員の年齢構成	20代以下	30代	40代	50代以上	合計	平均年齢	平均勤続年数			
		1	1	1	3	47.3	1.3			

[収支の状況]

財団法人茨城県労働者信用基金協会

(単位:千円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
収 支 の 状 況	収入合計	1,211,362	1,142,859	1,236,505
	事業収入	366,728	240,373	270,419
	事業外収入	844,634	902,486	966,086
	支出合計	1,152,362	1,092,859	1,154,505
	事業支出	47,278	52,146	50,843
	事業外支出	1,105,084	1,040,713	1,103,662
	うち管理費	11,981	10,842	11,792
	うち人件費	35,272	41,294	39,026
	当期収支差額	59,000	50,000	82,000
	正味財産増加額	31,000		30,000
	正味財産減少額	0	0	0
当期正味財産増減額	90,000	50,000	112,000	
前期繰越正味財産	760,000	850,000	900,000	
期末正味財産	850,000	900,000	1,012,000	
財 産 の 状 況	資産	1,787,895	1,894,144	2,048,335
	流動資産	1,254,663	1,325,080	1,464,174
	固定資産	533,232	569,064	584,161
	負債	937,895	994,144	1,036,335
	流動負債	5,361	3,569	13,417
	うち短期借入金	0	0	0
	固定負債	932,534	990,575	1,022,918
	うち長期借入金	0	0	0
正味財産	850,000	900,000	1,012,000	

[財的関与の状況]

(単位:千円)

区 分		平成15年度	平成16年度	平成17年度
財 的 関 与 状 況	補助金	1,360	7	83
	委託金	0	0	0
	貸付金	0	0	0
	計	1,360	7	83
	財政的関与の割合(%)	0%	0%	0%
	損失補償・債務保証	20,019	12,019	16,049

[平成17年度の補助金等の目的・内容等]

支 出 項 目	目 的 ・ 内 容 ・ 効 果
補助金	・緊急生活支援融資貸付金保証料補助:保証料の補助により失業者が負担する保証料の軽減ができた。
委託金	
貸付金	

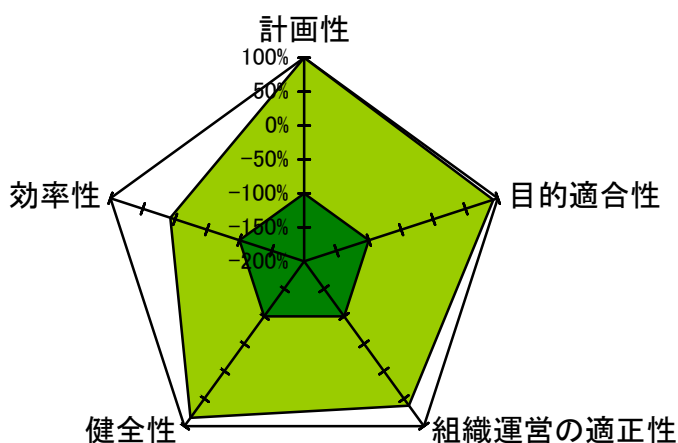
[評点集計]

評価の視点	評価項目数	評点	満点	得点率
計画性	4	8	8	100.0%
目的適合性	5	13	14	92.9%
組織運営の適正性	4	5	8	62.5%
健全性	11	34	40	85.0%
効率性	8	2	28	7.1%
合計	32	62	98	63.3%

警戒指標

--

経営評価レーダーチャート



《評価の視点》

計画性	経営目的、経営方針が各種計画に反映され、計画・実行・見直しが行われているか
目的適合性	法人が行っている事業と当初の設立目的が適合しているか
組織運営の適正性	組織、人事、財務等の内部管理体制が適切に整備・運用され、かつ情報公開による透明性の確保が適切か
健全性	法人の財務体質が健全であるか、また、各事業の採算性がとれているか
効率性	組織の管理運営上における人的・物的な経営資源が有効活用されているか

各評価項目については、「出資法人等経営評価指標及び評価基準等」を参照

[法人の自己評価(経営概況、経営上の課題・対策等)]

計画性	目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
中期経営計画(3カ年)に沿って、単年度計画の事業推進を図っていく。	勤労者の経済的地位の向上を図るため、勤労者の金融面における債務の保証を行うことにより、福祉事業の一環として、社会的使命を担って事業の展開を図っていく。	事業達成に向けて、目標を月次で管理し、職員意識の高揚を図るとともにコンプライアンスの重視、個人情報保護を基本とした組織の運営を図っていく。	将来的損失の引当を行う他、収支改善により毎年経常利益を計上し基本財産の上積みを図って事業の安定に努めている。	求償権管理回収の効率を上げるため、人的対応等を検討していく。
今後の事業展開の方向	出捐団体と連携し経営拡大を図り、健全経営に徹した事業運営を行ってまいります。今後、公益法人改革の動向を踏まえ、適切な判断の上対応するとともに新会計処理基準によるシステムの導入を検討して参ります。			

[法人を担当する課の意見]

計画性		目的適合性	組織運営の適正性	健全性	効率性
<p>中期経営計画に基づき、適正に事業運営が行われるよう、指導していく。</p>		<p>多くの勤労者が利用しており、福祉事業の一環として、社会的使命を担って事業の展開を図っていくという目的に合致していると考ええる。</p>	<p>組織は、適正に運営されていると考える。</p> <p>中期計画及び単年度計画の事業達成に向けて、目標管理と、職員意識の高揚を図るとともにコンプライアンスの重視、個人情報保護を基本とした組織の運営を図って行く必要がある。</p>	<p>自己破産の増加等に伴い、代位弁済も増加する中、中期経営計画に基づきより安定的な事業運営を行って行く必要があると考える。</p>	<p>効率化・省力化及び経費の節減等を図るとともに求償権管理回収事務の一層の効率化が必要と考える。</p>
第4次行財政改革大綱等の推進工程	推進事項	<p>1 組織のあり方について</p> <p>○方向性の検討 平成20年に予定されている公益法人新制度の施行日から5年以内となっている公益性の認定がされず、かつ、代弁能力係数が労信協の自立経営判断基準を下回った場合、統合や合併を検討することとなる。</p> <p>○関係団体との協議 各県単位にあった労(勤)信協は、労働金庫の合併が進む中、現在全国の13労働金庫の保証機関としては12単協(全国労信連)と(社)日本労働者信用基金協会で融資の付保証を行っている。各単協とも安定した収益を上げており、また、保証内容や制度もまちまちであるため、現時点において組織統合等の検討予定はない。</p> <p>2 健全経営への取り組み</p> <p>○回収体制を強化し代位弁済による求償権及び償却求償権の回収増に努める。</p> <p>○督促請求は、毎日実施しているが、長期延滞者に対する自宅訪問並びに法的手続きによる回収等により回収強化を図り、年間目標の達成に向けて取り組んでいく。</p>			
		平成18年度	平成19年度	平成20年度	
	計画	<p>○健全経営への取り組み</p> <p>・年度目標設定による求償権及び償却求償権回収の強化</p>	<p>○方向性の検討</p> <p>・上部団体との調整・公益法人認定手続き作業</p> <p>○健全経営への取り組み</p> <p>・年度目標設定による求償権及び償却求償権回収の強化</p>	<p>○方向性の検討</p> <p>・上部団体との調整・公益法人認定手続き作業</p> <p>・出損団体意向調査</p> <p>・関係労信協との協議</p> <p>・理事会討議</p> <p>○健全経営への取り組み</p> <p>・年度目標設定による求償権及び償却求償権回収の強化</p>	
	取組状況	—	—	—	
法人担当課の意見	<p>国の「公益法人制度の抜本的改革」等の動向を踏まえ、今後の組織体制について、中央労働金庫等の出損団体及び全国労信協等関係団体との協議及び情報収集につとめてゆく。</p>				

[総合評価]

<p>取組みを強化すべき視点</p>	<p>計画性 目的適合性 組織運営の適正性 健全性 効率性</p>
<p>総合的所見等</p>	<p>概ね良好 改善の余地がある 緊急の改善措置が必要</p> <p>当法人は未組織労働者への融資に対して債務保証を行っており、現在新規保証件数・額ともに安定的に推移し黒字経営が続いている一方、代位弁済額は増加しているため求償権回収には尚一層努力する必要がある。 公益法人制度改革を受けた(社)日本労働者信用基金協会との組織のあり方などについては、関係団体と連携をはかりながら適切な対応に努められたい。</p>
<p>総合的所見等に係る対応</p>	<p>求償権の回収率は、他単協に比して平均を下回っているが、これは当法人の求償権残高割合に占める無担保保証比率が高いという特徴によるものである。 今後とも、回収体制を強化し代位弁済による求償権及び償却求償権の回収増に努めるよう指導していく。 組織のあり方については、公益法人制度改革の動向を受けて、検討を行っていく。</p>

< 財団法人茨城県労働者信用基金協会 から県民のみなさまへ >

(財)労働者信用基金協会は、中小企業に働く勤労者が労働金庫から融資を受ける時の信用保証機関です。信用保証を通じて勤労者の方々の経済的地位の向上に取り組み、暮らしを応援しております。

平成19年2月 理事長 武藤 賢治